消防なんでも

南部分署

火の取り扱いにはご注意を

管内でも、降水量が少なく、空気が乾燥し火災が多発しています。

季節風が吹くなど枯草や、枯れ枝に燃え移ると延焼が拡大し山火事へと発展します。火の取り扱いには、十分注意しましょう。

○平成23年度全国統一防火標語

『消したはず　決めつけないで　もう一度』

【火の用心7つのポイント】

① 家のまわりに燃えやすいものを置かない
② 寝たばこやタバコの投げ捨てをしない
③ 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
④ 強い風のときは、たき火をしない
⑤ 子どもには、マッチやライターで遊ばせない
⑥ 電気器具は正しく使い、タコ足配線はしない
⑦ ストーブには、燃えやすいものを近づけない

【消防署に必要な届出】

・野焼き（届出が必要）
・枯草、枯れ葉等の焼却（消防署に連絡）
・煙殺中剤の使用（消防署に連絡）
・火災と思われる行為（消防署に相談）

■お問い合わせ先
阿蘇広域消防本部南部分署　TEL62-9034

こちら

高森警察署です!

春の全国交通安全運動の実施

「平成23年春の全国交通安全運動」が実施されます。

1　目的
春は、入学シーズンを迎え、本格的に交通社会に仲間入りした新入学児童の交通事故が懸念されます。また、高齢者が関係する交通死亡事故は、依然として多発している状況にあります。

そこで、新入学児童をはじめ県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

2　期間等
①平成23年5月11日(水)から5月20日(金)までの10日間
②交通事故死ゼロを目指す日　5月20日（金）

3　主唱　熊本県交通安全推進連盟

4　運動重点
①子どもと高齢者の交通事故防止
②自転車の安全利用の推進
（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
④飲酒運転の根絶

【自転車安全利用五則】（平成19年7月10日交通対策本部決定）
1　自転車は、車道が原則、歩道は例外
2　車道は左側を通行
3　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4　安全ルールを守る
・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
・夜間はライトを点灯
・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5　子ども（13歳未満）はヘルメットを着用

■お問い合わせ先
高森警察署　TEL62-0110

知っておきたい

税情報

国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験の受験者を募集します。

国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校に入校し、一年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

なお、募集要項は、次のとおりです。

1　受験資格　平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方（学歴は問いません。）

2　試験の程度　高校卒業程度

3　申込書の受付期間　6月21日（火）から6月28日（火）まで（6月28日の通信日付印有効（できる限り簡易書留をご利用ください。））

4　第一次試験　9月4日（日）

5　申込用紙　人事院九州事務局、熊本国税局又は最寄りの税務署に備え付けています。詳しくは、次のところへお問い合わせください。

○人事院九州事務局
TEL092-431-7733
○熊本国税局人事第二課試験研修係
TEL096-354-6171
●国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp
詳しいことは、阿蘇税務署にお尋ねください。

■お問い合わせ先
阿蘇税務署　TEL0967-22-0551